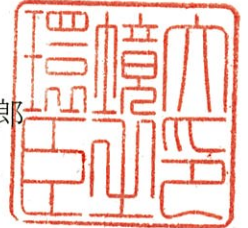


【資料3-1】

諮問 第 531 号
環自国発第 2007202 号
令和 2 年 7 月 20 日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣 小泉 進次郎



自然公園法の施行状況等を踏まえた自然公園制度の今後の在り方について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）の施行状況等を踏まえた自然公園制度の今後の在り方について貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

平成 21 年の自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）では、生物の多様性に対する国民的な関心の高まりを踏まえ、国立公園等における保全対策の強化等を図り、より積極的に生物の多様性の確保に寄与するための所要の措置を講じた。

改正法附則第 9 条においては「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新自然公園法及び新自然環境保全法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新自然公園法及び新自然環境保全法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、改正法の施行から 5 年を経過していることから、自然公園法の施行状況等を踏まえ、今般、自然公園制度の今後の在り方について貴審議会の意見を求めるものである。